しあわせ信州

ONE NAGANO
みんなでひとつに　がんばろう信州
Working together to support one another

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標
［ 長野県は「SDGs未来都市」です ］

新型コロナウイルス感染症対策
中小企業等への支援

事業者の皆様へのお願い

1　相談窓口

2　経営・雇用に関する相談窓口

3　経営安定化に向けた融資等

4　緊急経営支援

5　その他の支援

(1) サプライチェーン対策

(2) 県税の納税猶予

長野県

令和２年４月１日現在

事業者の皆様へのお願い

しあわせ信州

・事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合は、休暇を取得させる等の配慮をお願いします。

・小学校等の臨時休業や学級閉鎖になった場合は、保護者である従業員が休暇を取得しやすいように配慮をお願いします。

・テレビ会議・Web会議等により、集団で集まらない形態での開催をお願いします。参集して会議を開催する場合は、参集者の厳選、会議時間の短縮、参加者同士の間隔を十分にとる、定期的な換気を行うなど、感染防止策の徹底をお願いします。

・従業員が海外出張から帰国した場合には、２週間は従業員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、外出を控え、医療機関を受診される前に必ず「有症状者相談窓口（保健所）」に相談するよう従業員への周知徹底をお願いします。

●県では、新型コロナウイルス感染症に関する「有症状者相談窓口（保健所）」と「一般相談窓口（県庁保健・疾病対策課）」を設置し、24時間、皆様からのご相談をお受けしています。

●次のような場合は、医療機関を受診する前に必ず「有症状者相談窓口」へご相談ください。「帰国者・接触者外来」をご案内するなど、症状等に応じた支援を行います。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている方
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

●強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

※ ご高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、重症化しやすいため、上記の症状が２日程度続く場合、ご相談ください。

※ 妊婦の方は、念のため早めにご相談ください。

●発熱等の風邪症状があり、新型コロナウイルス感染症が発生している地域を訪問された方、またはそれらの方との濃厚接触＊の可能性がある方

※ 濃厚接触とは
新型コロナウイルス感染症が疑われる方と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方　等

1　相　談　窓　口

しあわせ信州

●新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談については、「一般相談窓口」でお受けしています。

有症状者相談窓口（保健所）一覧

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の受診については保健所で調整を行います。
新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、医療機関を受診する前に、必ずお住いの市町村を管轄する保健所にご相談ください。

※ お伺いした内容によっては、一般の医療機関への受診をお願いすることがあります。

電話相談窓口		管轄市町村	電話番号（24時間対応）
佐久保健福祉事務所（佐久保健所）		小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3164
上田保健福祉事務所（上田保健所）		上田市、東御市、小県郡	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）		岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所（伊那保健所）		伊那市、駒ケ根市、上伊那郡	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所（飯田保健所）		飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曽保健福祉事務所（木曽保健所）		木曽郡	0264-25-2233
松本保健福祉事務所（松本保健所）		松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所（大町保健所）		大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所（長野保健所）		須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-225-9039
北信保健福祉事務所（北信保健所）		中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-62-6104
長野市保健所	平日　8:30～17:15	長野市	026-226-9964
	休日･夜間　17:15～8:30		026-226-4911

一般相談窓口 ≪県庁　保健・疾病対策課（ほけん・しっぺいたいさくか）≫

一般的な相談については、下記窓口で休日を含め24時間、専用電話でお受けします。

電話番号：026-235-7277　または、026-235-7278【専用電話】

その他の相談窓口等

●その他の相談窓口等は下記のＵＲＬをご覧ください

＜長野県 新型コロナウイルス感染症対策専用サイト＞
https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/bukan-haien.html#soudan

2　経営・雇用に関する相談窓口

- 「中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口」を開設、資金繰りなどの経営不安等に関する相談に対応
- 国がよろず支援拠点、商工会議所等に設置した相談窓口と連携

長野県

窓　口	住　所	電　話
産業立地・経営支援課	〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692の２	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201
佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533　佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555　上田市材木町一丁目２番６号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601　諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666　伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034　飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曽地域振興局 商工観光課	〒397-8550　木曽郡木曽町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852　松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602　大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836　長野市大字南長野南県町686の１	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515　中野市大字壁田955	0269-23-0219

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928　長野市若里一丁目18番１号	026-227-5875
（マーケティング支援センター）	長野県工業技術総合センター ３F	026-227-5013
（下請かけこみ寺）		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店　国民生活事業	〒380-0816　長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店　中小企業事業	〒390-0811　松本市中央一丁目４番20号　日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店　国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店　国民生活事業	〒396-0025　伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店　国民生活事業	〒384-0025　小諸市相生町三丁目３番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814　長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811　松本市中央二丁目１番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026　諏訪市大手一丁目14番６号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838　長野市大字南長野県町596の５	026-234-7680

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936　長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171

商工会議所

上田商工会議所	〒386-0024　上田市大手一丁目10番22号	0268-22-4500
長野商工会議所	〒380-0904　長野市大字鶴賀七瀬中町276	026-227-2428
松本商工会議所	〒390-0811　松本市中央一丁目23番１号	0263-32-5355
飯田商工会議所	〒395-0044　飯田市 常盤町41番	0265-24-1234
岡谷商工会議所	〒394-0021　岡谷市郷田一丁目４番11号 岡谷商工会館 １F	0266-23-2345
諏訪商工会議所	〒392-0023　諏訪市小和田南14番７ 諏訪商工会館 ２F	0266-52-2155
下諏訪商工会議所	〒393-0087　諏訪郡諏訪郡下諏訪町西鷹野町4611	0266-27-8533
須坂商工会議所	〒382-0087　須坂市立町1278番１	026-245-0031
伊那商工会議所	〒396-8588　伊那市中央4605番８	0265-72-7000
塩尻商工会議所	〒399-0736　塩尻市大門一番町12番２	0263-52-0258
小諸商工会議所	〒384-0025　小諸市相生町三丁目３番12号	0267-22-3355
信州中野商工会議所	〒383-0022　中野市中央一丁目７番２号	0269-22-2191
駒ヶ根商工会議所	〒399-4115　駒ヶ根市上穂栄町３番１号	0265-82-4168
大町商工会議所	〒398-0002　大町市大町2511番３	0261-22-1890
茅野商工会議所	〒391-0002　茅野市塚原一丁目３番20号	0266-72-2800
佐久商工会議所	〒385-0051　佐久市中込2976番４	0267-62-2520
飯山商工会議所	〒389-2253　飯山市大字飯山福寿町2239番１	0269-62-2162
千曲商工会議所	〒387-0011　千曲市杭瀬下三丁目９番	026-272-3223

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936　長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131

国

経済産業省 関東経済産業局 産業部 中小企業課	〒330-9715　埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館〒	048-600-0321
長野労働局 職業安定部 職業対策課	〒380-8572　長野市中御所一丁目22番１号	026-226-0866

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

関東本部 企業支援部 企業支援課	〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号 虎ノ門37森ビル 3階	03-5470-1620

3　経営安定化に向けた融資等

○ 長野県中小企業融資制度等により、低利・長期・固定の融資をあっせん

(1) 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）のあっせん

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が前年同月比15%以上減少した中小企業者等
貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年0.8%
貸付期間 〈据置期間２年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】７年以内
信用保証料	セーフティネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

(2) 経営健全化支援資金（経営安定対策）のあっせん

※ セーフティネット保証５号に該当する方など

貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年1.9%
貸付期間 〈据置期間１年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】７年以内[借換10年以内]
信用保証料	セーフティネット保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

(3) 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）のあっせん

貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年1.6%（セーフティネット保証４号に該当する方など） 年1.3%（危機関連保証を利用する方）
貸付期間 〈据置期間１年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】７年以内[借換10年以内]
信用保証料	セーフティネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

※ 貸付限度額は、経営安定対策と特別経営安定対策との合算額

(4) 信用保証協会の「災害緊急特別保証」に要件追加（2/26）

要件追加により通常より低い保証料率が適用

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る経済金融対策緊急会議（3/6開催）

経済団体、金融機関及び行政機関等で、新型コロナウイルス感染症による産業界への影響や雇用・金融等に関する支援策について情報共有を図るとともに、金融機関に対しては、事業者への積極的な資金繰り支援を要請

4　緊急経営支援

※ 令和２年度補正予算成立が前提です。

○ 新型コロナウイルス感染症緊急経営支援

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、県が事業所名を公表した事業者に対し、消毒作業や濃厚接触者の経過観察などで一時閉鎖した場合に、その期間中の閉鎖部門における人件費の一部を補助

(1) 対 象 者　　全部又は一部を一時閉鎖した県内の事業主
(2) 支給限度日数　一時閉鎖期間（最大２週間）の営業日分を限度
(3) 雇用調整助成金（厚生労働省）の算定対象となる従業員
　ア　対　　象　　雇用調整助成金の対象となる人件費（現に支払った分）
　イ　補 助 率　　中小企業1/5（大企業1/6）（一人当たり）
　ウ　上 限 額　　2,082円／人・日
　　（雇用調整助成金上限8,330円と合わせて10,412円）
※ 解雇等を行わない場合
　　補助率　　中小企業1/10（大企業1/12）
　　上限額　　925円／人・日
(4) 雇用調整助成金の算定対象外の者（役員、個人事業主等）
　ア　対　　象　　雇用調整助成金の対象外となる者の人件費（現に支払った分）で雇用主から休業命令を受け休業している者
　　ただし、業務に携わっている者、勤務している者、又、傷病手当金の支給を受けている者を除く
　イ　補 助 率　　10/10（一人当たり）
　ウ　上 限 額　　10,412円／人・日
(5)　上　　限　　(3)、(4)併せて 5,000千円／事業所

＜イメージ＞　　※　（　）カッコ内は負担割合

雇用調整助成金の算定対象となる従業員

【中小企業】

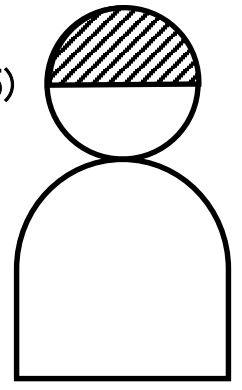

【大企業】

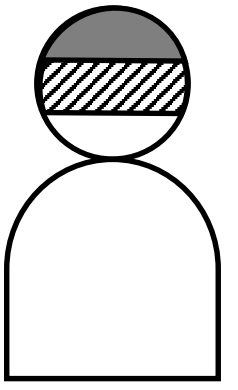

雇用調整助成金の算定対象外の者
（役員、個人事業主等）

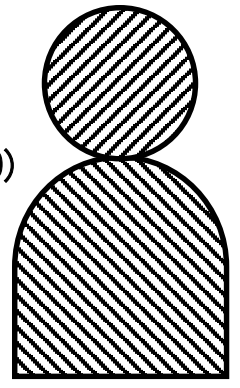

長野県 産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係　TEL：026-235-7195
労働雇用課 雇用対策係　TEL：026-235-7201

５　その他の支援

１　サプライチェーン対策

(1) 県内地域における受発注取引推進

受発注取引推進員（長野・上田・諏訪・上伊那・松本）５名が企業を訪問

(2) 県外地域における発注開拓

発注開拓推進員（東京・名古屋・大阪）３名が生産財を加工・製造する企業とマッチング

(3) (公財)長野県中小企業振興センターによる下請け事業者への取引あっせんと適正取引

○「下請企業振興協会」としての取引あっせん、相談、指導、助言等の実施

○ 中小企業の取引上の相談窓口「下請かけこみ寺」による相談受付

(公財)長野県中小企業振興センター
マーケティング支援センター　TEL：026-227-5013

２　県税の納税猶予

○　「事業について著しい損失を受けた」等の事業者に対して県税の納付を一時猶予

○　個人事業税の申告期限の延長

確定申告期限の延長に伴い、個人事業税の申告期限のうち、その期限が令和２年３月16日（月曜日）のものについては、年の中途において事業を廃止した場合を除き、その期限を令和２年４月16日（木曜日）まで延長

長野県　総務部　税務課　TEL：026-235-7046

ONE NAGANO

みんなでひとつに　がんばろう信州

Working together to support one another